

庁名 神戸地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合									
		500円	300円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	7	0	15	0	10	10	15	6000円	6000円	被告が1名増すごとに、500円・110円切手各4枚(合計2440円)ずつ追加。 予納金の場合は、被告が1名増すごとに2000円ずつ追加。
	少額訴訟	7	0	15	0	10	10	15	6000円	6000円	同上
民事調停	民事調停・特定調停	0	0	5	0	5	5	5	950円	4000円	相手方が1名増すごとに、110円・50円・20円・10円切手各1枚(合計190円)ずつ追加。 予納金の場合は、相手方が1名増すごとに2000円ずつ追加。
即決和解	即決和解	0	0	5	0	5	5	5	950円	1000円	相手方が1名増すごとに、110円・50円・20円・10円切手各1枚(合計190円)ずつ追加。 予納金の場合は、相手方が1名増すごとに2000円ずつ追加。
支払督促	支払督促	2	0	3	0	0	0	0	1330円	7000円 債務者が1名増すごとに、5000円ずつ追加	この他、通常葉書(85円分)1枚が必要。 債務者が1名増すごとに、500円切手・110円切手各2枚(合計1220円)及び通常葉書(85円)1枚ずつ追加。 申立書添付の目録類が8枚以上の場合は、債務者1名ごとに50円・20円切手各1枚(合計70円)ずつ追加。 予納金の場合でも通常葉書のみ現物で納付要。
不服申立て	控訴	8	0	10	5	5	10	10	6150円	6000円	被控訴人が1名増すごとに、500円・110円切手各4枚(合計2440円)ずつ追加。 予納金の場合は、被控訴人が1名増すごとに2000円ずつ追加。
	抗告	2	0	15	5	5	5	5	3550円	3500円	相手方が1名増すごとに、500円2枚、110円6枚、100円2枚、50円・20円・10円切手各3枚(合計2100円)ずつ追加。 予納金の場合は、相手方が1名増すごとに2000円ずつ追加。
公示催告	公示催告	2	2	6	0	2	0	0	2360円	不可	対象となる有価証券が多数にのぼる場合は、適宜郵便切手追加 ※申立後に官報公告費用としての予納金が必要。金額については申立後担当係からご連絡します。
民事雑事件	意思表示の公示送達	2	0	0	0	2	4	0	1180円	不可	送達証明申請をする場合には、収入印紙150円・返信用切手110円を追加